

「草加市新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づく施設運営管理基準

1 趣旨

総合福祉センターであいの森及び高年者福祉センターふれあいの里（以下「施設」という。）の利用について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「草加市新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づく感染症予防策を取り入れた運営を行うに当たり、運営管理基準を定める。

2 対象施設

総合福祉センターであいの森、高年者福祉センターふれあいの里

3 施設管理者の対応

- (1) 職員の健康管理の徹底
- (2) マスクの着用、手洗い等の実施
- (3) 利用者が触れる部分、備品等の定期的な消毒
- (4) 定期的な換気の実施
- (5) 施設利用者への注意喚起
- (6) 施設利用者に対する健康相談

4 利用時の条件

(1) 来館者の制限

来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（又は平熱比1度超過）や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は、入館を制限すること。

また、来館者の同居の家族が同様の症状を有している場合も、同様とする。

(2) マスクの着用、手洗い等の実施

館内では、必ずマスクを着用し、手洗いや手指の消毒を徹底すること。

(3) 室内換気の実施

換気については、常時換気すること。ドアや窓を開けることのできる場所については、30分に1回は2つの窓を同時に開けるなどの換気を行うこと。

(4) 対人距離の確保

館内では、人との距離はできるだけ2m（最低1m）離れること。

(5) 飲食の制限

活動時に水分補給を除く飲食を行う場合は、対面を避け、十分な人との距離を確保し、最小限とすること。

- (6) 活動終了時の清掃等の実施
活動が終わったら、清掃、消毒等の実施を徹底すること。
- (7) 入退館について
入館時の検温及び健康状態の確認を実施すること。
また、入退館時に利用者証等の提示を求め、利用者の把握をするとともに、貸館利用の場合は、体調管理チェックシートの作成・提出を求めること。
- (8) 利用者名簿の保管
貸館利用の者に対し、利用毎の利用者名簿を作成するとともに、しばらくの間、名簿を保管するよう指示すること。
- (9) 施設利用後の連絡
施設利用後、新型コロナウイルスへの感染が判明または疑いがある場合は、速やかに施設に連絡することを指示すること。
- (10) その他
必要に応じ、利用者に対して新型コロナウイルス感染防止のための指示を行うこと。

5 活動制限及び期間

- (1) 次のいずれかに該当する活動については、感染拡大のリスクが高いと考えられることから、利用団体等の使用責任者に施設の利用前に感染予防策を講じるよう指示すること。
また、必要に応じ、感染予防策について改善を指示すること。

活動内容	例
大きな声を出す、歌(唄謡詠)う、語学会話など発声を主とする活動	合唱、カラオケ、コーラス、歌唱、詩吟、民謡、外国語会話など
息を吹く楽器の使用	管楽器、オカリナ、尺八等の演奏など
運動、武道	ダンス、卓球、バドミントン、吹き矢、体操、踊り、ヨガ、太極拳、柔道、剣道、空手、合気道など
活動上密接を避けることができない活動	囲碁、将棋、麻雀、かるた、着付け、茶道など
調理を伴う活動 ※調理後の飲食は十分な感染予防策を講じた上で可とする。	料理、パン、そば、お菓子など

- (2) 期間は、令和3年12月1日から当面の間とする。

参考様式



新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への協力をお願い

感染拡大防止のため、次の項目について確認して、対応ができていましたら、をしてく

ださい。お帰りの際に、事務所までご提出ください。

利用団体名			
利用日	月 日	利用時間	時～ 時
利用施設			
利用人数	人		

【利用前】（施設職員と確認）

体調不良の方はいません。

全員、手洗い・手指の消毒を行いました。

点線までは、利用前に窓口で
管理者立会いのもと、ご記入
ください。

管理者チェック欄

【利用後】

定期的に換気を行いました。

大人数が密集しないように努めました。

近い距離での会話や大きな声を出さないようにしました。

手を触れた用具や場所の消毒をしました。

利用者名簿

利用日	
-----	--

利用者氏名	連絡先

利用者名簿は、提出の必要はありませんが、万一の場合、保健所等への情報提供にご協力いただく場合がありますので、当分の間、団体に保管してください。